

## 小屋裏物置等

小屋裏物置等(住宅の用途に限る)で下記要件に該当する場合は、階数、床面積に算入しない。

- ①小屋裏物置等の最高の内法の高さが1.4m以下である。
- ②小屋裏物置等の水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2未満である。
- ③固定階段を設置する場合は、令第23条～令第26条に適合させること。

※小屋裏物置等とは、小屋裏等の余剰空間を収納等に利用するものを言う。  
※窓等の開口部の有無は問わないこととする。

関連告示	
参 考	昭和55年2月7日建設省住指発第24号、平成12年6月1日建設省住指発第682号